



四條畷市議会議員

ながはた

長畑ひろのり News



発行：2009.04.01

- 市政報告 04 月号 -

vol.022

ご意見は次の e メールアドレスへ
公式HP & ブログは次のURLへ

sky@nagahata.jp

http://nagahata.jp

phone：072-878-3205

fax：072-877-1194

こんにちは、市政報告です

先月の3月議会において、平成21年度で市の向かう方向が、市政運営方針や予算も含め示されました。全体については市の広報誌等でご確認頂くとしまして、今月号では私の一般質問も含め、何点かをピックアップして報告させていただきます。

「なわて水みらいセンター」について

四條畷市の北西部、節屋地区と砂地区をまたがる場所（ガスタンク北側）に、大阪府の管理する水処理場が現在建設されています。

その第1期工事も21年の秋には終了し、時期は未定ですが、その後、第2&3期へと順次工事にかかる予定です。

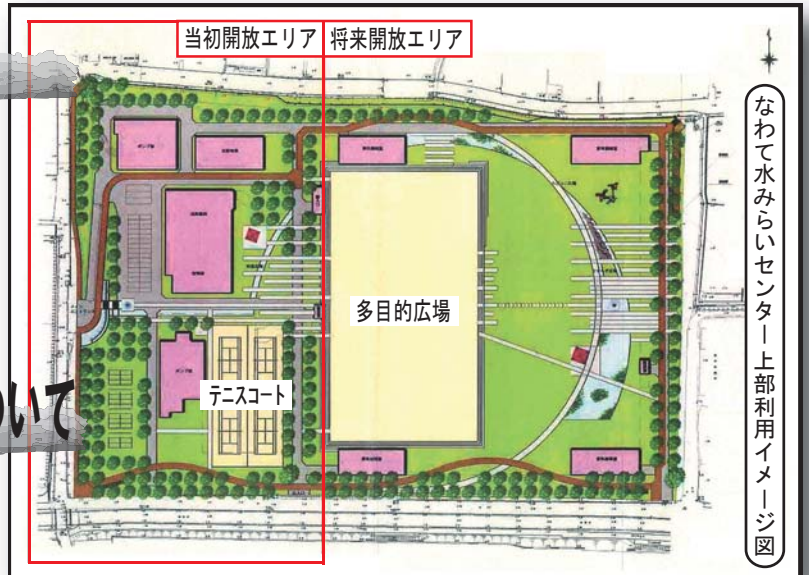
3月議会では、第1期工事終了後の上部利用が明らかにされました。最終的には右上部に示したイメージ図（今回の対象は当初開放エリアのみ）の通りとはいかないでしょうが、テニスコート4面の設置が決定しました。また、大阪府からその箇所に関しての土地利用については無償で借りれる話が進んでいます。但し、テニスコートが利用できるのはまだ先のことです。早くても平成24年春頃になると思われます。

「区長制度廃止」について

四條畷市において、昭和45年の市政施行以来、地域住民と市政をつなぐパイプとして区長制度が実施されてきました。

現在、大阪府内で区長制度を実施している自治体は、四條畷市を含めわずか7市町村だけです。近隣市では、大東市と交野市になります。その区長制度が、本年度中に自治会制度へと組織自体が大きく変更されることが、市長の発表した平成21年度市政運営方針により明らかになりました。

移行の理由の1点目は、自治会制度にすることにより地域から自発的に動く組織にすることでした。ただ、これについては四條畷市地区区長設置要綱の第1条に「住民自治の本旨に基づき、住民参加による市政運営を促進するため、市内の地区に区長を定める」とあり、住民参加のために区長制



度を実施してきたのであれば、1点目の理由で自治会制度へ移行したところで、どれだけ効果が出るのかは疑問です。

また、2点目の理由は、田原台・さつきヶ丘のように区長が選出されず、すでに自治会制度で動いている地区もあり、区長制度と自治会制度が混在しているのを解消するとのことでした。これについては、先の区長設置要綱の第1条で書きましたように「市内の地区に区長を定める」とありますので混在自体がこの要綱に抵触していると思われる。よって、2点目の理由は納得できるものです。

行政として、今まで多くの業務を区長へ委託し甘えてきたのも事実で、各地区において混乱が予想されます。しかし、費用を含め、それ以上に効果があると市長は考えての決断でしょうから、間違っても混乱だけで終わることのないよう、また、くれぐれも市民に迷惑のかからないように願います。

「フリーソフト使用」について

3月議会における私の一般質問冒頭に、人口約13万人の福島県会津若松市の取組みを紹介し、経費削減の提案を行いました。以下に、その取組み内容を簡単に紹介します。

会津若松市は昨年5月より、マイクロソフト社製 Office ソフトのエクセルやワード、パワーポイントと互換性がそこそこある無料ソフト OpenOffice.org の導入を進めています。

(裏面へ)

その導入により、5年間で約1,500万円のコスト削減を見込んでおり、しかも、ソフトの移行に関して市職員の残業時間は増えているどころかわずかに減少となっています。

四條畷市は今後も経費削減が必須です。その手法の一つに会津若松市のような新しい取り組みも進めて頂く事を願います。

「経常収支比率」について

先月17日、産経新聞に右の記事が掲載されました。

内容は、政府発行の「21年版地方財政白書」からで、平成19年度の経常収支比率の平均について、都道府県が94,7%、そして市町村が92,0%となっていました。

経常収支比率について、記事から引用しますと“人件費などの義務的経費が一般財源に占める割合である経常収支比率は、過度に高率であれば財源の硬直化を示し、都道府県は80%、市町村は70~75%程度が望ましいとされる”と書かれていますが、分かりにくいので、四條畷市のHPより家計を例にとって書かれた分かりやすい表とコメントを引用します。

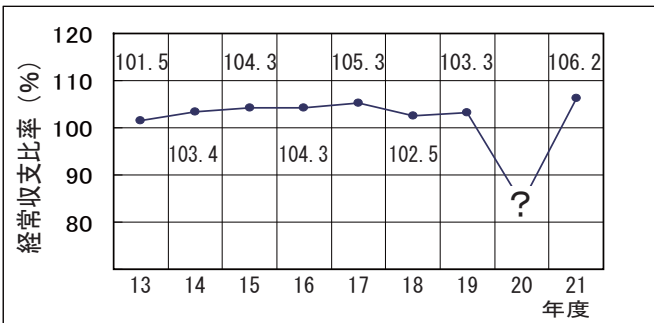
月収 (a)	生活費など毎月必ずかかるお金 (b)	経常収支比率 (b/a)	余裕のあるお金 (a-b)
250,000	260,750	104.3%	▲10,750

上の表は平成15年度の経常収支比率104,3%を使った計算で、家計は毎月赤字となっています。そして、市のHPにはこの表の右側に次のコメントが添えられています。

「自由に使えるお金はなく、

臨時収入や借金で穴埋めしなければならない」

次に、平成13年度からの数値をグラフにしました。



平成21年度はまだ始まったばかりですので、数値は特定できないのですが、予算上で、すでに約106,2%と非常に高い、いわゆる硬直化状態の危険な数値となっています。

また、平成20年度につきましては、今年の7月頃に数値が決定しますが、先月号のチラシに書いた岡山東部地区大規模開発事業計画の頓挫により約28億円の税収が上がった為100%を大幅に下回る数値が予想されます。

さて、本市は毎年単年度黒字と言っていますが、市民の方が市の財政状況を判断される場合には、経常収支比率（平成20年度除く）を見て頂いた方がより現実に近いと思います。その方が、市の財政逼迫に疑うことなく合致するでしょう。

「時間外超過勤務手当」について

3月議会における私の一般質問において、市職員の時間外超過勤務手当の無駄について質問をしました。

質問内容は、仮に週休日に市職員がイベントや市民への説明会等で、朝の7時45分に出てきて16時15分に仕事が終わったとしても、つまり、通常の一日の時間数を働いたとしても、17時15分まで1時間の超過勤務をしなければ振替休日が取れないのです。その理由ですが、週休日の振替は、あくまでも平日の通常業務を振替えるとの考え方から、通常業務の勤務時間帯である8時45分~17時15分まで業務につかなければならない運用となっている為です。

一日の通常時間数を働いたとしても、その運用方法により職員は1時間早く帰宅して体を休めることすら出来ず、無駄かも知れない1時間の残業をしている可能性もあります。

そして、その必要かどうか分からない職員の残業に対して、市は時間外超過勤務手当を払っている（先の例では朝7時45分~8時45分の1時間分が対象）のです。

この労使にとって無駄な時間外超過勤務手当を解消するには、民間で取り入れているように休日の勤務時間の振替を柔軟に対応すれば良いのではと質問しました。

質問に対し、理事者側の答弁を略して以下に記します。

本市では正規の勤務時間数のみを振替対象としている。勤務時間のみを振替対象とした経過は、制度設計時に大阪府を始め関係機関に週休日の振替対象の柔軟な運用方法について模索を行ったが、当時は、週休日の振替について厳格に運用したほうが望ましいと判断に至り、現在の運用方法を決定した。今後は週休日の振替について他団体の事例など参考にし、改善を図っていく。

実際、現在の運用方法を当時指導した大阪府ですら、また他団体でも四條畷市と同じ方法をまじめに今日まで取り入れてきた市はほとんどありません。

その点も踏まえ、早急に改善して頂ける事となりました。

☆ “長畑ひろり”と“マイク”になって頂けませんか ☆

ブログと同じ内容ですが“mixi”にも書いています

“mixi”内で“長畑ひろり”を検索して下さい

多くの方のマイク申請、お待ちしております！